

学 第 217 号
令和 6 年 6 月 13 日

各私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）設置者
各私立幼保連携型認定こども園（学校法人立に限る）設置者

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

令和 6 年度私立学校振興費（特別支援教育費補助）補助金に係る所要額調書の提出について
このことについて、標記補助金の交付を希望する場合は、下記により所要額調書を作成の上、期限まで
に提出願います。

記

1 補助対象区分

別紙「私立学校振興費（特別支援教育費補助）補助金 補助対象区分」のとおり

2 補助対象経費

（1）令和 6 年 5 月 1 日現在において、幼稚園等に在園する心身に障がいのある幼児を教育する場合に
要する経常的経費

（2）令和 6 年 5 月 2 日以降に入園又は認定区分の変更により補助対象となった心身に障がいのある幼
児で、10 月 1 日現在（見込み）に在園する幼児を教育する場合に要する経常的経費

※ 10 月 1 日現在の見込み幼児数と実幼児数に差が生じた場合については別途報告を依頼する。

3 提出期限

令和 6 年 9 月 30 日（月）【必着・期限厳守】

※ 障がい児であることを証する書類についても必ず期限までに提出すること。

4 提出書類

提出書類は所要額調書セルフチェックシートを活用して提出前に自己点検を行い、提出後の修正が無
いようにすること。

- （1）所要額調書の提出について（別紙様式）※理事長印省略可
- （2）私立学校振興費所要額調書（特別支援教育費補助）（様式第 2 号エ）
- （3）心身障がい児教育への対応と方針（別紙 1 ア）
- （4）心身障がい児在園者数（別紙 2 ア）
- （5）教職員調書（別紙 3）
- （6）補助対象経費の内訳（別紙 5）
- （7）次の障がい児であることを証する書類のうち、いずれかひとつ

（※原則として、令和 6 年 2 月以降の判定又は診断に係る書類であること。）

- ① 児童相談所の判定書の写し
- ② 専門医の診断書の写し

（※どのような症状があり、どのような配慮が必要なのか具体的に記載してあること）

- ③ 身体障害者手帳の写し
- ④ 療育手帳の写し
- ⑤ 特別児童扶養手当証書の写し
- ⑥ その他、心身障がい児であることを証する書類（児童相談所の判定又は専門医の診断に基づき交
付される書類を原則とする。）

※ なお、要領 5(6)「学事振興課が別に定めるもの」は別紙（令和 2 年 5 月 20 日付け学第 146 号
通知）のとおり。（※どのような症状・病名なのか具体的に記載してあること）

(8) 同意書（写し）

保護者に対し、障がい児として認定され、教育上の配慮を受けること及び当該補助金を受けることについての同意を得ていることがわかるもの。

(9) 心身障がい児の保育記録

様式は任意とするが、入園から現在に至るまでの経過や当該障がいに対する教育上の配慮について具体的に記載すること。特に、日常的な保育において対象園児がどのようなことに支援が必要で、具体的にどのような支援や配慮を行っているか、詳細に記載すること。

(10) 各基準日において、対象園児が「1号認定こども」「2号認定こども」であることが分かる書類。

（※各市町村が作成した書類を添付すること。）

(11) 所要額調書セルフチェックシート （必ず提出すること。）

【参考】障がいの程度の判定は、次の法令等を参考とすること。

- ◆ 「学校教育法施行令第 22 条の 3」
- ◆ 「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について」（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 文科初第 1178 号）
- ◆ 「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号）

〔担当〕 私学振興担当 澤田
TEL : 019-629-5041
FAX : 019-629-5049
E-mail : AH0007@pref.iwate.jp